⑴　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第４条又は第５条の規定に該当しない者であること。

⑵　「平成25・26年度工事競争参加資格確認者」のうち「鉄道建設本部九州新幹線建設局管内土木」(以下「土木」という。)に係る競争参加資格の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、鉄道建設本部九州新幹線建設局が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。)。

⑶　共同企業体の構成員のうち代表者は、土木に係る競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数(以下「客観点数」という。)が1,400点以上の者であること。出資比率が第２位の構成員は、客観点数1,200点以上の者であること。出資比率が最下位の構成員は、客観点数1,000点以上1,200点未満の者であることとするが、長崎県に本社を置くものについては客観点数950点以上1,200点未満の者とする。

⑷　すべての構成員は次に掲げる要件を満たすものとする。

共同企業体の構成員のうち代表者は、平成11年度以降に元請として完工した次のア及びエの施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が最大のものに限る。）を有すること。その他の構成員は、平成11年度以降に元請として完工した次のアからオのいずれかの施工実績（当該施工実績が当機構における実績の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。)を有することとする。

ア　内空断面50㎡以上、延長200m以上のＮＡＴＭによる鉄道トンネル新設工事

イ　ＮＡＴＭによるトンネル新設工事

ウ　トンネル新設工事

エ　鉄道橋りょう新設工事

オ　橋りょう新設工事

なお、上記工事の施工実績は、元請として完工し引渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構の発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。)を対象に施工実績とすることができる。

⑸　当機構の施工実績がある場合は、「土木」における平成24年度及び平成25年度の当機構の工事成績が２年連続で平均60点未満でないこと。

⑹　施工計画が適正であること。

⑺　すべての構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

㋐　１級建設機械施工技士の資格を有する者

㋑　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。)森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業―農業土木」又は「森林―森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者

㋒　国土交通大臣（平成13年１月５日以前においては建設大臣）が１級土木施工管理技士又は上記㋐若しくは上記㋑に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

イ　共同企業体の構成員のうち代表者は、平成11年度以降に元請として完工した上記⑷ア及びエの施工経験（当該施工経験が当機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が10%以上の場合のものに限る。)を有する者を配置することとする。

出資比率が第２位の構成員は、平成11年度以降に元請として完工した上記⑷アからオのいずれかの施工経験（当該施工経験が当機構における経験の場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限る。また、共同企業体構成員としての施工経験は、出資比率が10%以上のものに限る。)を有する者を配置することとする。

出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうちの１者に限る。)が配置する主任技術者又は監理技術者については、上記⑷の施工経験を必ずしも必要としない。

代表者が配置する技術者に求める上記⑷アの施工経験については、掘削期間中の施工管理に６箇月以上従事したものに限る。

なお、代表者が配置する技術者に求める上記⑷に掲げる同種の工事の施工経験を１名の配置予定技術者で条件を満たすことができない場合は、複数名の組合せとすることができる。ただし、複数名の組合せとする場合、上記⑷アの施工経験を有する者は、本工事の契約期間中専任で配置するものとし、その他の者は、各々の施工経験を有する工事の施工期間中のみの専任配置とすることができるものとする。

なお、上記工事の施工経験は、元請として完工し、引渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構の発注工事にあっては、一部しゅん功し、引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。)を対象に施工経験とすることができる。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、鉄道建設本部九州新幹線建設局長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正であること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書に参考として示された図面及び示方書等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法（以下「技術提案」という。）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。なお、評価にあたっては、その内容をヒアリングすることがある。

ア　施工体制の評価について

・品質確保の実効性

・施工体制確保の確実性

イ　工事全般の具体的な施工計画について

・工程確保や安全対策及び地形・地質の変化に対応できる施工計画

ウ　工事目的物の性能、機能の向上に関する事項について

・トンネル掘削の施工管理に係わる技術提案及び具体的な施工計画

・覆工コンクリートの品質向上に係わる技術提案及び具体的な施工計画

・橋りょう、高架橋の施工管理及び品質管理に係わる技術提案及び具体的な施工計画

・土構造物の施工管理及び品質管理に係わる技術提案及び具体的な施工計画